輪之内町屋外広告物許可申請手数料金表

種別	単位	手数料(円)
(1) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告	広告表示面積 5 ㎡又は	許可期間が1年以下のものにあ
その他これらに類する広告物及び広	5 m²未満の端数につき	っては 900 円、1 年を超え 2 年
告物を掲出する物件であってネオン		以下のものにあっては 1,520
サインその他の電飾設備を有しない		円、2 年を超えるものにあって
もの		は 2, 240 円
(2) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告	広告表示面積 5 m ² 又は	許可期間が 1 年以下のものにあ
その他これらに類する広告物及び広	5 ㎡未満の端数につき	っては1,200円、1年を超え2年
告物を掲出する物件であってネオン		以下のものにあっては 2,090
サインその他の電飾設備を有するも		円、2 年を超えるものにあって
<i>O</i>		は3,080円
(3) 電柱又は街灯柱を利用する広告物	1個につき	300
(4) 立看板	1枚につき	200
(5) はり紙	100 枚又は 100 枚未満	400
	の端数につき	
(6) はり札	1枚につき	80
(7) 広告幕又は広告網	1枚につき	300
(8) アドバルーン	1個につき	600
(9) (1)から(8)までに掲げるもの以外	1個につき	300